

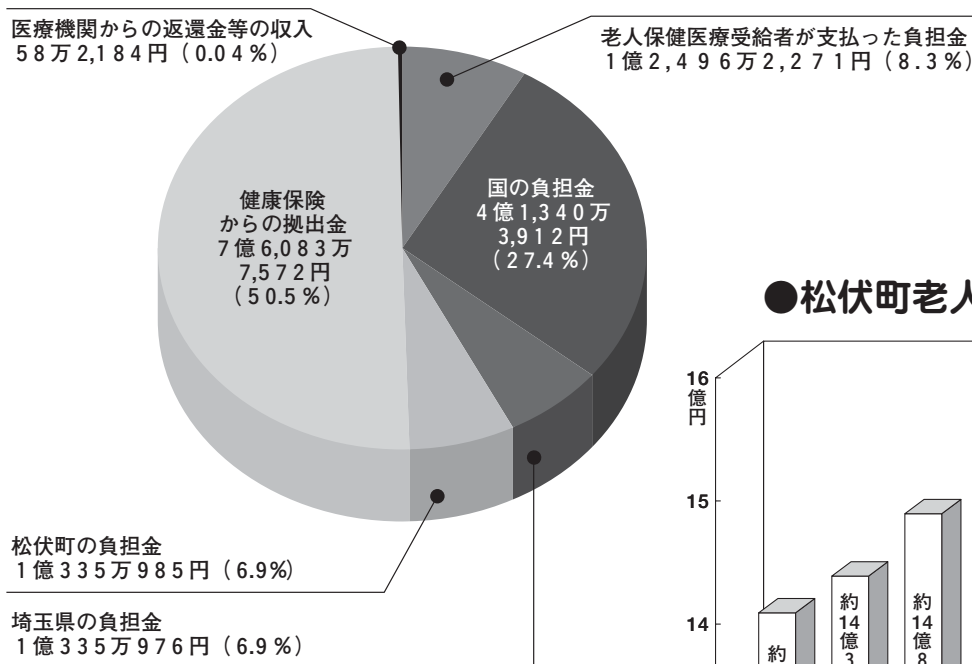
老人保健の医療費について

医療費を大切にしましょう

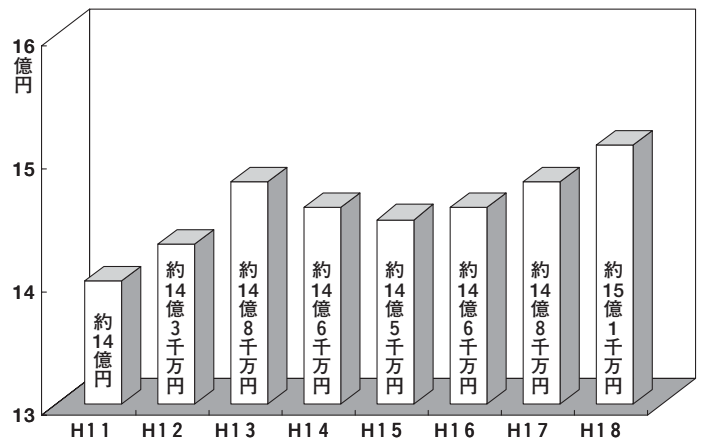
健康保険に加入している昭和7年9月30日以前に生れた方と、65歳以上で一定の障害のある方は、老人保健医療を受けることができます。老人保健医療の受給者の方は、受給者証・健康手帳・健康保険証を医療機関の窓口に掲示し、所定の一部負担金を医療機関に支払うことで受診することができます。

急速な高齢化に伴う医療費の増加が、健康保険(国民健康保険・健保組合など)の財政を厳しいものにしてしています。皆さんも病気の予防に努め、医療費を大切にしよう心がけましょう。

●平成18年度松伏町老人保健医療費総額 15億648万7,900円



●松伏町老人保健医療費の推移



年金受給者の現況確認について

年1回の、年金受給者の確認に必要な現況届の提出については、手続きの簡素化により住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)を活用して現況確認を行うこととなりました。これにより、年1回誕生月にご提出いただいていた「現況届」が原則廃止となります。

☆ご注意ください☆

次に該当する方は今後も現況届の提出が必要となります。

- ・ 外国籍(外国人登録)の方。
- ・ 海外に居住している方。
- ・ 社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名・性別・生年月日・住所)と住基ネットの情報が相違し、住民票コードが確認できない方。

※住基ネットで現況確認ができる方でも、加給年金額対象者の生計維持確認や、障害年金受給者の診断書提出は、引き続き必要となります。